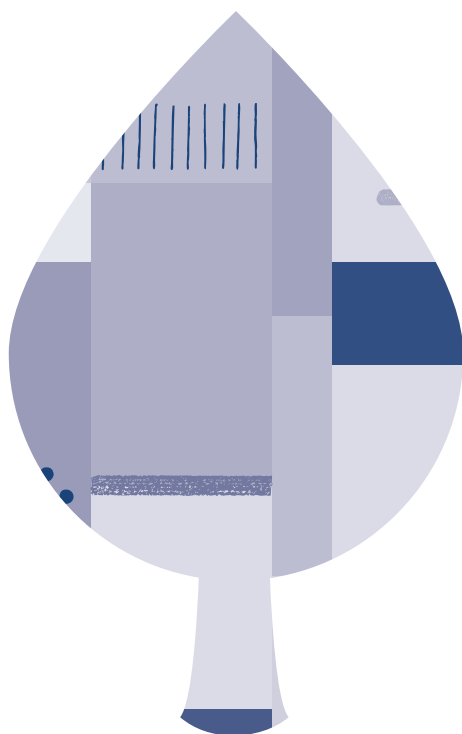


▶ 合理的配慮

支援機器を用いた 合理的配慮概論

編著

金森克浩・大杉成喜・苅田知則



特別支援
教育免許

シリーズ

監修

花熊 暁・苅田知則
笠井新一郎・川住隆一
宇高二良

建帛社
KENPAKUSHA

特別支援教育免許シリーズ刊行にあたって

今、「障害」をはじめとする社会での活動や参加に困難がある人たちの支援は、大きな変化の時期を迎えようとしています。困難がある人たちが、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会としての共生社会の形成が、国の施策によって推進されています。

同時に、政府は人工知能（AI）等の先端技術の活用により、障害の有無に関係なく、だれもが日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、快適で活力に満ちた生活を送ることのできる人間中心の社会として「Society5.0」を提唱し、その実現を目指しています。先端技術は、障害のある人の生涯学習・社会参画を加速させる可能性を有しており、Society5.0の実現は共生社会の形成およびインクルーシブ教育システムの構築に寄与すると期待されます。その一方で、そのような社会が実現されたとしても、特別支援教育の理念やその専門性が不要になることは決してないでしょう。さまざまな困難のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を最大限度まで発達させようとする態度・姿勢にこそ、教育の原点があるからです。

さて、文部科学省によると、特別支援学校教員における特別支援学校教諭免許状保有者率は79.8%（2018年5月現在）と年々上昇傾向が続いており、今後は特別支援学級や通級による指導を担当する教員等も含めて、さらなる免許保有率の上昇が目ざされています。併せて、2019年4月の教職員免許法等の改正に伴い、教職課程の必修科目に「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が加えられました。

こうした流れの中、私たちは特別支援教育を学ぼうとする人が、当該領域にかかわる態度、知識、技能等をより体系的に学ぶことができる指導書が必要であると考えました。しかし、本『特別支援教育免許シリーズ』の企画立案時は、大きな変革に対応した包括的・体系的なテキストがありませんでした。

この『特別支援教育免許シリーズ』は、教員養成課程に入学し、特別支援教育に携わる教員（特に特別支援学校教諭）を目指して学習を始めた学生や、現職として勤務しながら当該領域について学び始めた教職員を対象にした入門書です。シリーズ全体として、特別支援学校教諭免許状（一種・二種）の取得に必要な領域や内容を網羅しており、第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」に対応する巻、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」として5つの特別支援教育領域（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に対応する巻、第3欄「免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に対応して重複障害や発達障害等を取り扱った巻で構成しています。

なお、第1欄の巻は、基礎免許状の学校種に応じて、教職必修科目にも対応できる内容としています。また、第2欄と第3欄の巻では、各障害にかかわる①心理、②生理および病理、③教育課程、④指導法を一冊にまとめました。このように、免許状取得に必要な領域・内容を包括している点も、本シリーズの大きな特徴のひとつといえるでしょう。本シリーズが、障害のある子・人の未来を、本人や家族とともに切り開こうとする教職員の養成に役立つと幸いです。

このほか、第3欄においては、特別支援教育における現代的課題（合理的配慮としてのICTや支援機器の活用、ライフキャリア発達等）も取り上げており、保健医療福祉（障害児療育や障害者福祉）領域に携わっている人たち、そのほかさまざまな立場で支援する人たちにとっても参考となるでしょう。

なお、「障害」の表記についてはさまざまな見解があります。特に「害」を個人の特性（ハンディキャップ）にとらえ、「障害」の表記には負のイメージがあるという意見があり、「障がい」に変更した自治体・団体もあります。一方で、「害」は社会がつくり出した障壁（バリア）であり、それを取り除くことが社会の責務であると考え、「障害」を用いている立場もあります。本シリーズは、後者の立場に立脚して構成されています。学習・生活に困難がある人に対して社会に存在するさまざまな障壁が「障害」であり、本書の読者は教育に携わる者（教職員）として「障害」を解消していく立場にあると考え、「障害」という表記を用いています。

本シリーズの刊行にあたっては、数多くの先生に玉稿をお寄せいただきました。この場を借りて深謝申し上げます。しかし、刊行を待たずに鬼籍入りされた著者の方もおられます。刊行までに時間を要してしまいましたことは、すべて監修者の責任であり、深くお詫び申し上げます。さらに、本シリーズの企画を快くお引き受けいただきました建帛社をはじめ、多くの方々に刊行に至るまで、さまざまなご援助と励ましをいただきました。ここに改めて厚く御礼申し上げます。

2021年1月

監修者 荻田 知則
花熊 暁
笠井新一郎
川住 隆一
宇高 二良

はじめに

本書は、特別支援学校教諭免許取得に必要な科目の第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」の学習に活用する目的でつくられました。

心身に障害のある幼児児童生徒には、ニーズに基づき合理的配慮を提供することが不可欠です。本書では、各障害に対応した障害支援機器を用いて合理的配慮を提供する手法について説明しています。

第1章では、その基本的な考えの元となる、障害者権利条約や障害者差別解消法などの関係法令等に触れながら、学習を支えるための支援機器の役割を解説します。

第2章では、障害別ではなく、困難別での支援機器の整理として、「読み書き」「見ること」「聞くこと」「動くこと」「コミュニケーション」「認知理解」「重複障害」といった項目で記述しました。これらは、近年普及がめざましいICT技術によってもたらされるものと、ICT以外のもので整理をしています。

第2章が本書の中核となりますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、重複障害、発達障害（LD等含む）に必要な合理的配慮を概説するとともに、障害支援機器を用いた合理的配慮の提供事例について説明をしています。また、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級等に関することにも触れ、各障害特性のニーズに合わせた合理的配慮の意義・効果について説明を加えています。

第3章では、教育課程や指導法として具体的に学校現場で行う際に押さえておきたい内容やアセスメントについて述べています。

第4章は、連携機関として福祉制度に関することや学習する際に参考にできるリソースを紹介しています。

特別支援教育に携わる方々にはもちろん学んでもらいたい内容ですが、通常の学級等で指導する教員にも本書を利活用いただければ幸いです。

2021年10月

編著者 金森 克浩
大杉 成喜
荏田 知則

目次

第1章 障害のある子どもの教育制度と基本的な考え方

- ① 障害者の権利に関する条約と障害者差別解消法 1
- ② 学校教育における合理的配慮とは 3
- ③ 学習を支えるためのATについて 6
 - ① 合理的な配慮を支えるための支援技術 6
 - ② 障害のある児童生徒の教材の充実について 7
 - ③ 三つのA 9
 - ④ デジタル教材かアナログ教材か 11

第2章 困難さに対応した支援機器の活用

- ① 読み書きの困難さ 13
 - ① 読み書きが苦手なことによって生じる学校でのバリア 16
 - ② ICTを活用した支援 17
 - ③ 授業へのアクセス 19
 - ④ テストへのアクセスを保障する 23
 - ⑤ テストでの配慮を行ううえで必要となる検討事項 25
 - ⑥ まとめ 25
- ② 見ることの困難さ 26
 - ① 特別支援教育とICTの親和性 26
 - ② 弱視のある子どものICTを活用した支援 27
 - ③ 全盲の子どものICTを活用した支援 41
- ③ 聞くことの困難さ 56
 - ① ICTを活用した支援 57
 - ② 生活を支える支援機器 68
- ④ 動くことの困難さ 79
 - ① デキルことを生かす支援技術 79
 - ② ICTを活用した支援 80
 - ③ 生活を支援する機器 89

5	コミュニケーションの困難さ	98
1	ICTを活用した支援	102
2	VOCAを活用した会話の支援	110
3	ICT以外の支援	116
4	系統付けられた自閉症者のコミュニケーション支援	119
5	透明文字盤と口文字	119
6	そのほかの特定の、および詳細不明のコミュニケーションの理解	120
7	かわり手の課題	121
6	認知理解の困難さ	123
1	ICTを活用した支援	124
2	ICT以外の支援	128
7	重複障害による困難さ	135
1	重度・重複障害児への支援	136
2	盲ろう者への支援	141
3	環境調整による支援	154

第3章 教育課程・指導法

1	障害のある子どもの教育課程	167
2	アセスメント	169
1	アシスティブ・テクノロジーの導入	169
2	アシスティブ・テクノロジー導入の九つのステップ	170
3	日本でのアシスティブ・テクノロジー検討の試行	171
4	米国の質の高いアシスティブ・テクノロジー活用の指標(QIAT指標)	172
3	学校経営	174
1	支援機器の活用を促す学校	174
2	支援機器を指導に生かすための教員の資質・能力	178
4	個別の教育支援計画・個別の指導計画	179
1	個別の教育支援計画	179
2	個別の指導計画	180
3	小・中・高等学校学習指導要領の中の個別の教育支援計画・ 個別の指導計画の記述	181
4	個別の教育支援計画と個別の指導計画の質の向上のために	182

5	PATHミーティングの考え方ー個別の教育支援計画を補完するもの	182
6	長期的な「夢」の実現に向けて	183

第4章 支援機器を活用するための制度とリソース

1	福祉制度	185
1	支援機器（福祉用具）の公費負担と合理的配慮	185
2	障害者総合支援法による支援機器の公費負担	186
3	特別支援教育就学奨励費	188
4	留意事項	188
2	リソース	189
1	Webサイト	189
2	書籍	191
3	関係機関	191
4	研修会・展示会	192

索引	193
----	-----

第 1 章

障害のある子どもの教育制度と 基本的な考え方

障害のある子どもの支援機器について考えるうえでは、まずその制度の成り立ちと基本的な考え方を理解する必要がある。

そこで、本章では国際連合（国連）の障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法などの法律、学校教育で押さえておかなければならない合理的配慮などについて解説する。

また、学習を支えるための支援機器を考えるうえでの三つの考え方として AT、AAC、AEM について説明する。

1 障害者の権利に関する条約と障害者差別解消法

障害のある子どもの支援機器や合理的配慮を考えるうえで、まずは国や国際レベルでどのようなことが考えられているのかを理解することは重要である。ここでは、そのために国連の障害者の権利に関する条約とそれを受けた国内法について紹介する。

障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、略称：障害者権利条約）は障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。

「(1)一般原則、(2)一般的義務、(3)障害者の権利実現のための措置、(4)条約の実施のための仕組み」の四つの内容から構成されている。多くの内容は支援機器に関係するが、第4条 一般的義務では「(g)障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。(h)移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他

の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること」との記述があり、支援機器について述べられている。また、第24条 教育においては「4 締約国は、（中略）また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする」というように教育の分野においても支援機器に関する記述がある。このように、障害のある人の権利履行のために支援機器の果たす役割は大きいと考えられる。

さて、この障害者権利条約を国連は2006年12月13日にニューヨークの国連総会において採択した。日本もその翌年の2007年9月28日に署名を行った。しかし、日本がこの条約を批准するのはその7年後の2014年1月21日であった。締約国としては140番目の遅さである。どうしてそうなったのだろうか。ひとつには、条約と憲法、国内法の間にある。日本の最高法規は日本国憲法である。国内の各法律はその憲法の下位に位置するが、条約は憲法と国内法の間になる。つまり、条約を批准すればそれに基づいて国内法を変えなければならない。そこで日本はこの条約を批准するために各国内法を整備することが求められた。大きくは二つ。ひとつは障害者基本法の改正であり、もうひとつは障害者差別解消法の制定である。これらの整備された法律の中には、いくつかの支援機器に関する記述がある。

障害者基本法
障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定められた法律。

障害者基本法は2011年7月に改正が行われており、その第16条 教育では「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない」とある。この、教材等の提供や環境の整備では、まさに支援機器の活用が求められているといえる。また、第22条 情報の利用におけるバリアフリー化等には「障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない」として、情報を得て利用し、意思を伝えるというコミュニケーションを円滑に図るための表現が強調され、改正前からある「障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及」ということを強調している。法文なので、わかりにくい表現であるが、ICT（情報通信技術、information and communication technology）等の情報通信機器を障害のある人も使えるようにすることの重要性が述べられているといえよう。

次に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）だが、この法律は2013年6月の国会において成立し、2016年4月1

日から施行されている。この条文では次項に示すように「社会的障壁」を「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とし、その除去をうたっている。具体的には「合理的配慮」の例として、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等ということが示されている。また、内閣府の Web サイトにある障害者差別解消法の解説には、その具体例として「意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う」「段差がある場合に、スロープなどを使って補助する」といったことが示されており、支援機器を積極的に活用することで合理的配慮がなされることを示しているといえる。

アクセシビリティ
accessibility
アクセシビリティとは
障害のある人がほかの
人びとと同じように物
事に参加したり、利用
したりする際の利用し
やすさをさす。

2 学校教育における合理的配慮とは

2014 年 1 月に日本が批准した障害者権利条約で示されている障害の概念を踏まえて、2011 年に障害者基本法が改正された。同法では「障害者」と「社会的障壁」を下記のように定義している。

2016 年 4 月に施行された障害者差別解消法の第 2 条においても障害者と社会的障壁が同様に定義されている。

合理的配慮について理解するためには、この条文を理解する必要がある。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第 1 号では、障害者について、個々の機能障害だけに着目するのではなく、機能障害と社会的障壁との両面からとらえることを求めている。この社会的障壁には第 2 号で示されているように、生活するうえで障壁となる生活環境や学習環境、指導方法、制度、慣習等が含まれている。すなわち、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、かつ社会への参加を制約している

バリアフリー

バリア（障壁）をなくすことで、段差等の解消を意味するが、日本では、もう少し広い意味で使われており、日常・社会生活を送るうえで物理的および精神的な障壁を取り除くことであり、そのための施策も含め用いられることが多い。米国でのアクセシビリティの概念に類似している。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を通称「バリアフリー法」といい、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化の推進を求めている。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

社会的障壁を取り除く必要があり、この社会的障壁を除去するために必要なものが、合理的配慮や、バリアフリーの推進およびユニバーサルデザインの考え方に基づく環境等の整備である。

合理的配慮は障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されているが、長い定義になるので、簡潔に「個別に必要とされる理にかなった変更・調整」と述べたほうが理解しやすいであろう。この「個別に必要とされる」とは、障害のある人の実態は多様であり一律ではないため、個別性の高い配慮を必要としていることを表している。このように合理的配慮は個別に必要とされるものであって、不特定多数の人を対象とするものは合理的配慮とはいわない。そこで、多数の人を対象とした合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）と、それらを基礎にした個々の子どもの実態等に応じた変更・調整（合理的配慮）とに整理した（図1-1）。また、「理にかなった」とは、物的・金銭的・身体的・精神的に過度な負担となるものでなく、かつ公平性があることを表している。つまり、金銭面または心身面に過度の負担を強いることや、必要以上の優遇措置を求めるようなことは合理的配慮に該当しないということである。

障害者差別解消法では、障害者が社会的障壁の除去を意思表示した場合、合理的な範囲での配慮を提供することを求めている。しかし、子どもや知的障害者などが意思を表明するのは困難な場合があるので、そのような場合には家族が本人に代わって意思を表明することも可能である。

合理的配慮について検討する際の観点として、文部科学省は表1-1のように3観点11項目を示している。各項目で示されていることについて具体的に

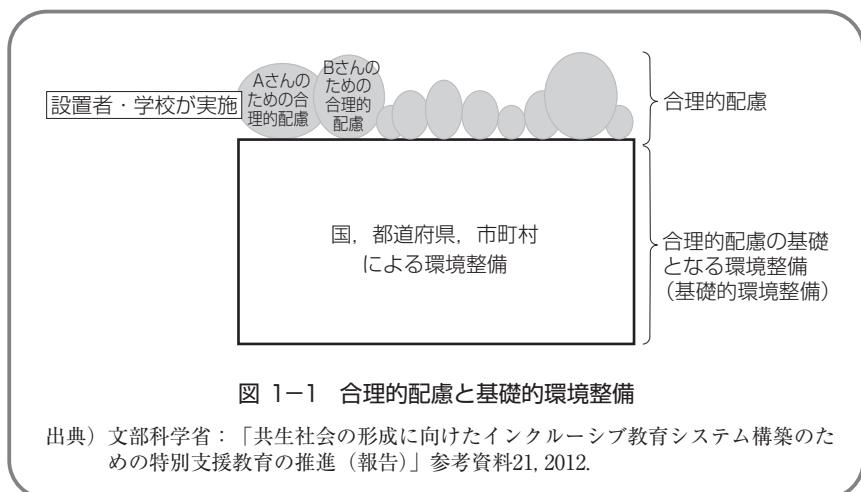


表 1-1 合理的配慮の観点

①教育内容・方法
①-1 教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整 ①-2 教育方法 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-2 学習機会や体験の確保 ①-2-3 心理面・健康面の配慮
②支援体制
②-1 専門性のある指導体制の整備 ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ②-3 災害時等の支援体制の整備
③施設・設備
③-1 校内環境のバリアフリー化 ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

出典) 文部科学省：合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告，2012.

検討していくことになるが，子どもに指導する際には，「①教育内容・方法」に関する配慮が重要になる。

本書では，支援機器を用いた合理的配慮について取り上げており，それらは，表1-1の①-1-1や①-1-2，①-2-1，①-2-2などの項目と関連させながら検討していくことが必要である。

なお，具体的な事例については，国立特別支援教育総合研究所（NISE）がWebサイト上でデータベースを運用しているので，ポータルサイトで「インクル DB」で検索をかけて，該当サイトにある事例を参考にしながら，個々の子どもの実情に適した合理的配慮について検討を行うのも有効な検討方法のひとつである（<http://inclusive.nise.go.jp/>）。

演習課題

- 障害種に応じた合理的配慮の例を下記①～③の内容に応じて，三つあげて説明してみよう。
 - ①障害種名（例：肢体不自由者）
 - ②合理的配慮の観点番号（例：①-2-1）
 - ③具体例